

熊谷市予防接種健康被害調査委員会要綱

(名称)

第1条 この会議を「熊谷市予防接種健康被害調査委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この委員会は、熊谷市内に居住する者に対して予防接種法（昭和23年法律第68号）の予防接種及び市が自らの行政措置として実施する法定外の予防接種により発生した健康被害について、適切かつ円滑な事故処理を図ることを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、医学的な見地から調査、疾病の状況及び診療内容に関する資料の収集、必要と考えられる場合の特殊検査又は剖検の実施についての助言を行うものとする。

(組織)

第4条 委員会の委員は、熊谷市、熊谷保健所及び熊谷市医師会より選出された委員をもって組織する。

2 前項に規定する委員のほかに埼玉県知事が推薦する専門医を委員として加えるものとする。

3 前2項に規定する委員の人員構成は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|----|
| (1) 熊谷市 | 2名 |
| (2) 熊谷保健所 | 1名 |
| (3) 熊谷市医師会 | 2名 |
| (4) 専門医 | 1名 |

(委嘱)

第5条 委員会の委員は、熊谷市長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、第4条第2項に規定する委員にあつては、当該健康被害の調査期間とする。

2 補欠による委員の任期は前任者の残留期間とする。

(委員長)

第7条 委員会の委員長は、委員の互選による。

2 委員長は、委員会を代表し会務を処理する。

3 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(審議の請求)

第8条 熊谷市長は、予防接種による事故が発生した時は、委員会の審議に付さなければならぬ。

(招集)

第9条 委員長は、前条により熊谷市長が審議の請求をしたときは、速やかに会議を招集し、審議を行わなければならない。

2 会議の招集は、緊急を要する場合を除き、開催の場所、日時及び会議に付すべき事項を委員長があらかじめ委員に通知して行うものとする。

(報告)

第10条 委員長は、審議の結果を文書をもって熊谷市長に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、市民部健康づくり課母子健康センターが担当する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。